

事務連絡
令和7年10月23日

各都道府県・指定都市教育委員会施設主管課
各 国 公 立 大 学 法 人 施 設 主 管 課
各 国 公 立 高 等 専 門 学 校 担 当 課
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 部 課 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部 施設企画課

蛍光ランプの製造及び輸出入禁止に向けた対応について（依頼）

標記について、経済産業省及び環境省から、別添のとおり周知依頼がまいりました。

我が国においては、水銀及び水銀化合物の人為的排出から人の健康及び環境を保護することを目的とする「水銀に関する水俣条約」を締結し、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成27年法律第42号）」等に基づく措置等を行っているところです。また、令和6年12月に、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令」が閣議決定、公布されました。これにより、水銀添加製品である一般照明用の蛍光ランプの製造については、その種類に応じて段階的に禁止されます。（禁止対象となる蛍光ランプは、期限以降の製造及び輸出入が禁止されます。）

については、別添の趣旨をご理解いただいた上、各学校施設においても、一般照明用の蛍光ランプを使用している設備等について、計画的なLED照明への交換を進めていただくとともに、LED照明への交換に係る事故防止を図るなど、適切に対応されるようお願いいたします。

このことについて、各都道府県教育委員会においては域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管部課においては所轄の私立学校（専修学校、各種学校を含む）に対し、附属学校を置く国公立大学法人担当課においては附属の学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課においては所轄の学校設置会社及び学校に対して、各文部科学大臣所轄学校法人担当課においてはその設置する学校に対して、それぞれ周知いただくようお願いします。その際、学校における働き方改革の観点から、周知の方法等については、各担当課等において必要に応じて御判断いただきますようお願いいたします。

【本件照会先】

（学校施設の維持管理について）

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課指導第二係

電話：03-5253-4111（内線2292） E-mail：shisetulead-2@mext.go.jp

事務連絡
令和7年10月1日

各府省庁、各都道府県、各指定都市 御中

経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ化学物質管理課
経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ製品安全課
経済産業省商務情報政策局情報産業課
環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課水銀・化学物質国際室

蛍光ランプの製造及び輸出入禁止に向けた周知について（依頼）

日頃より化学物質管理政策に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

我が国においては、水銀及び水銀化合物の人為的排出から人の健康及び環境を保護することを目的とする「水銀に関する水俣条約」を締結し、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成27年法律第42号）」等に基づく措置等を行っています。

2023年10月30日から11月3日にかけてスイス・ジュネーブにおいて開催されました「水銀に関する水俣条約第5回締約国会議（COP5）」におきまして、水銀添加製品である一般照明用の蛍光ランプについて、その種類に応じて、2025年末から2027年末までに製造及び輸出入を段階的に廃止することが決定されました¹。

さらに、2024年12月には、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令」が閣議決定、公布されました。これにより、水銀添加製品である一般照明用の蛍光ランプの製造については、その種類に応じて段階的に禁止されます²。

※輸出入の禁止については外国為替及び外国貿易法により措置されます。

禁止対象となる蛍光ランプは、期限以降の製造及び輸出入が禁止されます。（禁止期限後においても在庫品の流通・販売や既存製品の継続使用は可能です。）一般照明用の蛍光ランプを使用している設備等について、計画的なLED照明への交換を進めていただくとともに、LED照明への交換に係る事故防止の観点から一般消費者への注意喚起について御協力をいただけますよう、関係府省庁におかれましては所管団体等、都道府県・指定都市におかれましては管内の自治体等を通じて、関係機関へ周知いただきたく存じます。周知の際は、蛍光ランプの製造・輸出入禁止に向けたチラシ（別紙）及び関連URL（参考）を御活用ください。

御協力のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

¹ 「水銀に関する水俣条約第5回締約国会議」プレスリリース

<https://www.meti.go.jp/press/2023/11/20231109001/20231109001.html>

² 「水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令」プレスリリース

<https://www.meti.go.jp/press/2024/12/20241224001/20241224001.html>

【お問合せ先】

（水俣条約による蛍光ランプの製造及び輸出入禁止に関すること）

経済産業省官房産業保安・安全グループ化学物質管理課

TEL : 03-3501-0080 e-mail : bzl-suigin@meti.go.jp

環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課水銀・化学物質国際室

TEL : 03-5521-8260 e-mail : suigin@env.go.jp

（照明器具の製品安全に関すること）

経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ製品安全課

TEL : 03-3501-4707 e-mail : bzl-s-shoho-seihinanzen@meti.go.jp

（LED 照明への交換に関すること）

経済産業省商務情報政策局情報産業課

TEL : 03-3501-6944 e-mail : bzl-johosangyo-syomei@meti.go.jp

（参考）

○一般照明用の蛍光ランプの規制について（環境省）

<https://www.env.go.jp/chemi/tmms/lamp.html>

○蛍光ランプの廃止について（経済産業省：特設ページ）

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/mercury/fltokusetu.html

○蛍光灯を LED 照明に変更する際の注意喚起（独立行政法人製品評価技術基盤機構）

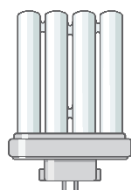
<https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/press/2024fy/prs250327.html>

家庭やオフィス、工場など使用している
一般照明用の**蛍光灯**は
2027年末までに**製造・輸出入禁止**
になります

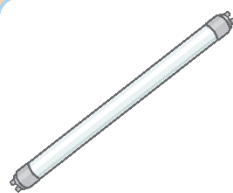
※1
蛍光灯
の種類



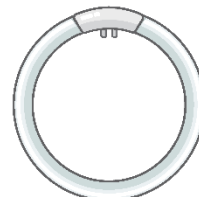
電球形蛍光灯 ※2



コンパクト形蛍光灯



直管形蛍光灯 ※2



環形蛍光灯 ※2

製造・輸出入
禁止の開始日

2026年1月1日

2027年1月1日

2028年1月1日

2028年1月1日

※1 蛍光灯は通称「蛍光灯」「蛍光管」とも呼ばれます。

※2 電球形蛍光灯のうち 30W を超えるものは 2027 年 1 月 1 日から禁止されます。

直管形蛍光灯及び環形蛍光灯のうち、ハロリン酸塩を主成分とする蛍光体を用いたものは、
2027 年 1 月 1 日から禁止されます。



蛍光灯からLED 照明への計画的な交換をお願いいたします



品番の例

蛍光灯の品番は「F」か「EF」で始まるものが多いです
(※海外製品などでは異なる場合もあります)。

蛍光灯かどうか分からない場合は、

蛍光灯の販売店またはメーカーにお問合せください。

❗ 蛍光灯の使用・販売・購入は禁止されません。

❗ 廃棄方法について

ご家庭の場合 お住まいの自治体のルールに従って
分別・排出してください。

オフィス、工場の場合 廃棄物処理法などの関係法令に従って
適正に処理をしてください。

うちの蛍光灯を LEDに切り替え!

一般照明用蛍光ランプは2027年末までに製造が禁止に。
蛍光灯が切れたタイミング等で、計画的にLED照明に交換しましょう。

うちの照明、まだ蛍光灯?

写真で販売店でのサポートがスムーズに!

ご自宅の照明器具の写真を撮って、販売店や工事店に相談しましょう。

① 照明器具の全景
(カバーがある場合は外しましょう)



※釣り下げ式の場合は根本部分(引っ掛けシーリング)も!

② 器具とランプの銘板

蛍光灯照明器具
FSR0-000
FSA00000F PF0-RTL 半導体式
00年製 消費電力 90W 100-
000000 PS E ランプ 64W 2×FHF32 50
B 入力電流 0.91-0.38A 二次電圧

照明器具ごとに写真を撮りましょう

お家の間取り、照明をCHECK!

- | | | |
|---------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------|
| ☐ 玄関・内玄関 | ☐ リビング・ダイニング | ☐ 子供部屋 |
| ☐ 浴室・洗面所 | ☐ キッチン | ☐ 和室 |
| ☐ 階段・廊下 | ☐ トイレ | ☐ 書斎 |



お困りごとや不明点がある場合はお近くの電気店や電気工事店にご相談ください。

